

## 平成22年度大原3号線舗装工事(3・4工区)共通特記仕様書 1

### 1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、原則として「宮城県土木部制定共通仕様書(土木工事編Ⅰ・Ⅱ)」に準じて実施しなければならない。

又、提出書類等においても、本町の規則等で定めのないものについては、宮城県の規則等で定めるものを準用するものとする。

但し、下記特記事項及び監督職員が別途指示、又は了承した事項については、この共通仕様書に優先するものとする。

尚、本工事の施工条件については、別紙「施工条件明示書」のとおりである。

### 2. 共通仕様書(土木工事Ⅰ・Ⅱ)に対する特記事項

共通仕様書(土木工事Ⅰ・Ⅱ)に対する特記事項は、次のとおりとする。

#### 第1編 共通編

#### 第1章 総則

#### 第1条 工事の通知等

1. 工事着手前に、行政区長及び地元関係者に通知又は連絡すること。

#### 第2条 施工計画書

1. 施工計画書は、工事着手すなわち工事測量の前に提出するものとする。
2. 安全管理の項目には、工事全般についての記述のほか、各工種についての安全対策を記載するものとする。
3. 施工管理の項目には、段階検査についての一覧表を記載し、実施予定時期を明示することとする。
4. 一部下請負にて施工する場合には、現場組織表に下請負業者等を記載するものとする。
5. 工事に使用する建設機械等の運転、操作にあたる有資格者一覧表を記載し、それらの資格証の写しを添付するものとする。

#### 第3条 工事打合せ簿

1. 監督職員からの口頭による指示事項、打合や立合の内容等については、請負者が工事打合せ簿を作成し、3日以内に提出するものとする。

#### 第4条 工事の下請負

1. 建設業者が建設機械等をリース会社からオペレーター付きでリース契約する場合で、かつ、当該建設機械による作業内容が建設工事であるときは、労働者派遣法で禁止されている「建設業務への人材派遣」と見なされることから、当該建設業者とリース会社等との間で、下請契約を締結しなければならない。

#### 第5条 工事現場管理

1. 当該箇所は迂回路がないため、施工にあたっては現道通行を確保すること。  
但し、やむを得ず一時的な通行止めを要する場合も考えられるため、施行計画策定後できるだけ速やかに、その工種と時期・期間について監督職員と協議すること。
2. 当該箇所の除雪は請負者が行き、現道通行を確保すること。

## 第6条 段階確認

1. 段階確認については、共通仕様書に示してある工種・時期に基づき行うものとする。これ以外の段階確認については、協議のうえ監督職員が定め実施するものとする。
2. 段階確認に際しては、事前に施工管理記録簿等必要な書類を提出するものとする。

## 第7条 中間検査

1. 中間検査は、工事の主要な段階において実施するものとし、その時期については、協議のうえ決定するものとする。

## 第8条 完成図書

1. 請負者は、原則として完成図のマイクロフィルムを作成し、監督職員に提出することとする。

## 第9条 履行報告

1. 当該月の履行報告書を翌月の5日までに提出することとする。
2. 履行報告書には、工事の進捗が把握できるように、進捗率算定表と点検写真を添付することとする。

## 第10条 工事休止中の安全確保

1. 夏期、年末年始、春期等、長期の作業休止状態になる場合には、休暇届を提出するものとする。
2. 上記休止中の安全管理については、現場安全管理計画を作成し、休暇届とともに提出するものとし、休暇期間中は、毎日安全巡視を行い、計画書に巡視者の名簿を添付することとする。

## 第2章 土工

### 第1条 発生土の運搬処理について

1. 本工事で発生した土砂等については、特記仕様書2に記載しているとおおり、運搬処理する。

## 第8編 道路編

### 第2章 舗装

#### 第1条 アスファルト舗装工

1. 舗装版破碎後の起終点・マンホール・取付・宅地道路・田んぼ乗入の段差については、請負者の負担でアスファルト等で設置撤去する。
2. 表層工を施工する場合、本線のセンター及び起終点のジョイント部、取付道のジョイント部に、クラック防止のため、請負者の負担でジョイントシールを施し施工する。  
但し、宅地及び農地への進入路は除く。